



情報(第 122 号)



令和3年5月10日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

藤の花：山あいでは満開（令和3年5月4日）

65 歳超雇用推進助成金の活用

～高年齢者の雇用の安定に取り組む事業主の皆様へ～



1 高年齢者が働く社会

少子高齢化の急速な進展により、65 歳以上の人口割合は 28.7% (2020 年) と過去最高を更新しており、今後も増加を続けると推計されています。こうした中、2019 年 6 月の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針 2019）において、「雇用の期間を「縦」に伸ばす観点から、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備するとともに、雇用の選択肢を「横」に広げていく取り組みを進める」ことが掲げられました。

60 歳以上の雇用者数は過去 10 年間で 1.5 倍も増えており、特に、商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業において、働く高齢者が増加しています。また、35～64 歳の男女を対象とした内閣府の意識調査（2013 年）では、60 歳を過ぎても働きたいと回答した人が全体の 8 割、65 歳を過ぎても働きたいと回答したひとが 5 割を占めており、高齢者の就労は今後も増えることが見込まれています。わが国では高齢者が働くことが特別なことではなくなり、年齢にかかわらず働く社会へ向かいつつあります。

2 改正高年齢者雇用安定法

人生 100 年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境の整備を目的として「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、本年 4 月 1 日から施行されました。改正高年齢者雇用安定法では、これまでの 65 歳までの雇用機会の確保に係る義務に加えて、70 歳までの就業機会の確保が事業主の努力義務となりました。

3 65 歳超雇用推進助成金とは

そこで、今号より、高年齢者雇用に積極的に取り組む事業主に対する助成金制度を解説します。

当助成金は、高年齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を実現するため、65 歳以上への定年引上げ等を行う事業主に対して助成するものであり、以下の 3 コースで構成されています。

(1) 65 歳超継続雇用促進コース

定年や継続雇用年齢を引き上げて高年齢者に引き続き働いてもらうことを目的として、①65 歳以上への定年引上げ、②定年の定め廃止、③希望者全員を対象とする 66 歳以上の継続雇用制度の導入、④他社による継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して助成をします。

(2) 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度（賃金制度、健康管理制度等）の整備に係る措置を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成し

ます。

(3) 高年齢者無期雇用転換コース

パートタイマー等の有期雇用者を期間の定めのない契約に転換して高齢者に活躍してもらうことを目的として、50 歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に移換させた事業主に対して助成を行います。

4 一歩先んじた対応

営業では他社との競争に打ち勝つ必要があるのと同じく、雇用環境も一歩先んじて他社と差別化を図ることにより優秀な人材を確保することができます。高年齢者が働きやすい職場を構築することにより、熟練工が寄ってくることであるでしょう。そのために、その他大勢ではなく一歩先んじるべきといえます。

5 定年制の意義とその廃止について一言

定年制は、一般に、労働者に要求される労働能力の適格性が逡減するにもかかわらず、給与は年功によって逡増することから、人事の刷新・経営の改善等、企業の組織及び運営の適正化のためという存在意義があります。

定年の定めがないということは、雇用期間の定めがないというだけで、労働者に対して終身雇用を保障し、労働の意欲や能力が減じたにもかかわらず雇用し続けることにはなりません。雇用契約は、適切な労務提供がされるべきことが当然です。

労働者の立場からいっても、仕事で十分な活躍ができなくなったり、体力に自信がなくなったりすれば退職の申し出がされることになり、また、企業側から退職勧奨をすることもあり得ます。

前記のような認識のもとに定年制の廃止など、将来の雇用環境をどう構築するか考慮するとよいのです。

6 助成金の意義と留意事項

助成金の主たる目的は、企業の労働環境改善を促進する、労働者の能力向上を目指しており、雇用が安定するので、雇用保険制度から応援しようとの発想です。

当法人に怪しげな F A X チラシが送られてきます。怪しげだというのは、いきなり助成金を請求しないかというものです。先に金がありきは本末転倒。助成金は、一過性のもので、制度を構築するための支援金です。ですから、お金をもらうために定年制を廃止したことには、かえって自分の首を絞める結果になりかねません。まずは、自社における高年齢者雇用の構想を練って、その上で助成金を活用すべきでそのようにお勧めします。

当法人では助成金申請のご相談・手続代行の受託を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>